



2016年8月8日

各 位

会 社 名：株式会社ツクイ
代表者名：代表取締役社長 津久井 宏
(コード番号：2398 東証第一部)

株式分割および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割および定款の一部変更を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図るため、株式分割を実施するものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2016年8月31日(水曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	36,230,400株
今回の分割により増加する株式数	36,230,400株
株式分割後の当社発行済株式総数	72,460,800株
株式分割後の発行可能株式総数	122,400,000株

(3) 分割の日程

基準日設定公告日	2016年8月17日	(水曜日)	(予定)
基準日	2016年8月31日	(水曜日)	
効力発生日	2016年9月1日	(木曜日)	

(4) 配当について

本日、別途開示いたしました2017年3月期第1四半期決算短信に記載のとおり、2017年3月期の配当につきましては、本件株式分割に伴い、第2四半期末配当金、期末配当金をそれぞれ1株につき3.75円とし、1株当たり年間配当金を7.50円とする予定であります。

(5) 新株予約権の行使価額の調整

上記の株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株あたりの行使価額を2016年9月1日（木曜日）以降、以下の通り調整いたします。

新株予約権 （発行決議日）	調整前行使価額	調整後行使価額
第2回新株予約権 （2016年3月22日）	1,419円	710円

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、分割割合を勘案し、会社法第184条第2項の規定に基づき、同日開催の取締役会により、2016年9月1日（木曜日）をもって当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。（下線部は変更箇所）

現行定款	変更案
第2章 株式 （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>61,200,000株</u> とする。	第2章 株式 （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>122,400,000株</u> とする。

(3) 日程

定款変更取締役会決議日 2016年8月8日（月曜日）
定款変更の効力発生日 2016年9月1日（木曜日）

4. その他

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

2016年8月8日現在の資本金 3,342,203千円

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社ツクイ 経営企画部

TEL045-842-4193